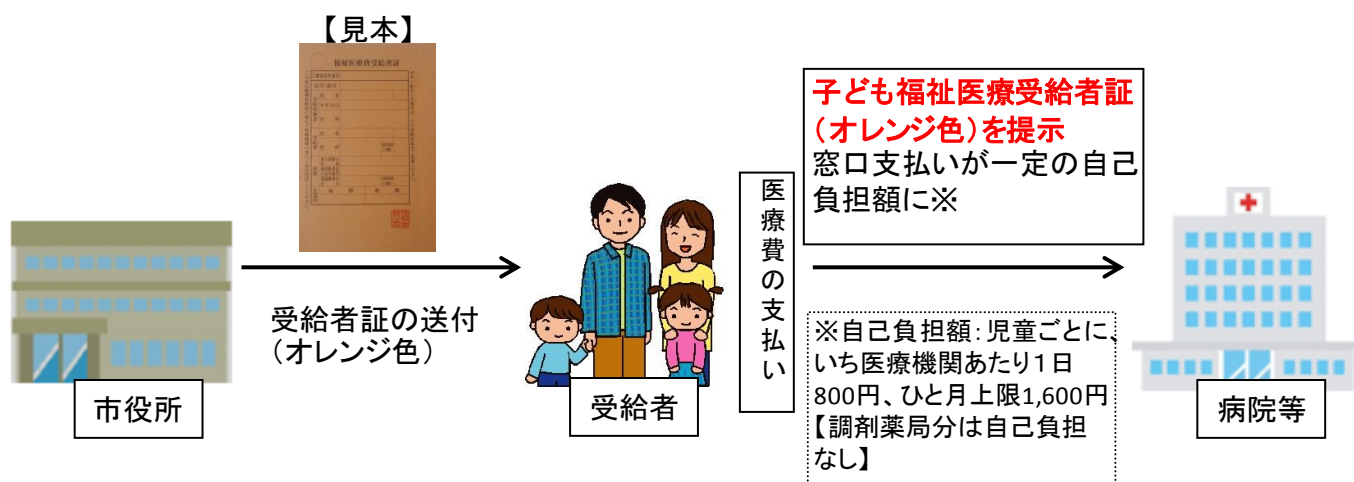


小・中学生のお子さまをお持ちの保護者さまへ

平成29年4月1日から

平戸市内の医療機関で診療を受けたとき
「子ども福祉医療受給者証(オレンジ色)」を提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額で済みます

【平戸市内の医療機関で診療を受けたとき】



★これまでの子ども福祉医療費助成制度の仕組みでは、医療機関窓口で医療費をいったん全額支払い、後日福祉医療の支給申請を行っていただきましたが、平成29年4月1日からは、平戸市内医療機関に限り一定の自己負担額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

※対象となる医療機関は、一覧表をご覧ください。

●平戸市外の医療機関での受診や「子ども福祉医療費受給者証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

(福祉医療費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と福祉医療費の自己負担額の差額が、後日、市から支給されます。)

●入院などで高額な診療を受けたときは、加入されている健康保険の『高額療養費限度額認定証』を併せて医療機関へ提示してください。